

居宅サービス事業所の管理者 様
 介護予防サービス事業所の管理者 様
 居宅介護支援事業所の管理者 様
 介護保険施設の管理者 様
 地域密着型サービス事業所の管理者 様
 地域密着型介護予防サービス事業所の管理者 様
 介護予防訪問・通所介護相当サービス事業所の管理者 様

新潟市福祉部介護保険課長

新潟市介護保険法関係手数料条例等の一部改正について（通知）

平成30年度に創設される介護医療院の許可等に係る事務、平成29年度から本市において運用を開始した第1号事業のうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護（以下「介護予防訪問介護等」という。）に相当するものとして市が定める介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービス（以下「介護予防訪問介護相当サービス等」という。）の指定等に係る事務、並びに新潟県より権限移譲を受け平成30年度から本市において実施する介護サービス情報に係る公表事務について、新たに手数料を徴収するため、「新潟市介護保険法関係手数料条例」について所要の規定の整備を行い、平成30年4月1日から施行します。

改正の内容については下記のとおりですので、ご確認のうえ、事業を実施されますようお願いいたします。

記

1 指定等事務に係る改正

介護医療院の許可等に係る事務については、概ね介護老人保健施設と同様に行うことから、同施設の手数料額と同額とし、介護予防訪問介護相当サービス等については、平成30年度から介護予防訪問介護等が介護予防訪問介護相当サービス等に完全に移行することから、介護予防訪問介護等と同額で手数料を徴することとします。

■手数料額

	新規指定	更新	変更許可	追加指定
介護医療院	62,200円	10,300円	32,600円	
介護予防訪問介護相当サービス	24,700円	8,700円		8,700円
介護予防通所介護相当サービス	24,700円	8,700円		8,700円

※そのほか、今回の改正に伴い、字句の整理などを行っています。

※第1号事業である訪問型基準緩和サービス及び通所型基準緩和サービスについてはこれまでと同様手数料は徴収しません。

2 介護サービスの情報公表事務に係る手数料

介護保険法に基づき平成18年4月から運用が開始された介護サービスの情報公表制度は、利用予定者やその家族等が、介護サービスの内容や事業所、施設を比較するための情報を、インターネットを通じて提供するものです。平成30年度からは当該事務及び権限が新潟県から本市に移譲されます。

手数料額については、権限移譲元の同県と同額の4,500円とします。

3 同種のサービスの申請・報告を受ける際の特例について

事業者の負担を考慮し、「新潟市介護保険法関係手数料条例施行規則」を改正し、手数料徴収の特例となるサービスの組み合わせを追加します。

(1) 指定事務等に係る特例

下表の左欄のサービスと右欄のサービスについて一体的に指定や更新を受けようとする場合は、1件分の手数料を徴収します。

介護予防訪問介護等のこれまでの取扱いと同様となります。

居宅・地域密着型サービス	第1号事業（総合事業）
訪問介護	介護予防訪問介護相当サービス
通所介護	介護予防通所介護相当サービス
地域密着型通所介護	

(2) 介護サービスの情報公表事務に係る特例

同一所在地等において、次に掲げる介護サービスを一体的に提供している場合は、当該複数の介護サービスに係る報告を1件の報告とみなし、手数料を徴収します。

一体的に報告を行うサービスの組み合わせ（新潟県と同様の取扱いです）
ア 訪問介護，夜間対応型訪問介護，定期巡回・随時対応型訪問介護看護
イ 訪問入浴介護，介護予防訪問入浴介護
ウ 訪問看護，介護予防訪問看護，療養通所介護，複合型サービス
エ 訪問リハビリテーション，介護予防訪問リハビリテーション
オ 通所介護，地域密着型通所介護，療養通所介護， 認知症対応型通所介護，介護予防認知症対応型通所介護
カ 通所リハビリテーション，介護予防通所リハビリテーション，療養通所介護
キ 短期入所生活介護，介護予防短期入所生活介護，介護老人福祉施設， 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
ク 短期入所療養介護，介護予防短期入所療養介護，介護老人保健施設
ケ 短期入所療養介護，介護予防短期入所療養介護，介護療養型医療施設
コ 特定施設入居者生活介護，介護予防特定施設入居者生活介護， 地域密着型特定施設入居者生活介護，外部サービス利用型特定施設入居者生活介護， 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護
サ 福祉用具貸与，介護予防福祉用具貸与，特定福祉用具販売， 特定介護予防福祉用具販売
シ 小規模多機能型居宅介護，介護予防小規模多機能型居宅介護，複合型サービス
ス 認知症対応型共同生活介護，介護予防認知症対応型共同生活介護

4 条例・施行規則の施行期日

平成30年4月1日

5 その他

条例・施行規則の全文については、市のホームページから平成30年4月16日よりダウンロードすることが可能ですのでご利用ください。

新潟市トップページ (<http://www.city.niigata.lg.jp/index.html>)

⇒トップページ > 市政情報 > 条例・規則・要綱・公報 > 公報

> 平成30年掲載分 > 新潟市公報第901号 (平成30年4月16日掲載)